

パブリック・コメント手続の流れ

政策等（基本事項を定める計画や条例）の案を作成

パブリック・コメント手続

●政策等の案の公表

【公表資料】

- ・ 政策等の案及び関係資料

【公表方法】

- （必ず） 担当窓口での閲覧、市ホームページへの掲載
- （必要に応じ） 市サービスセンター等での閲覧又は配布、広報紙等への掲載

募集期間
1ヵ月程度

●政策等の案に対する市民からの意見等の提出

【提出方法】

- ・ 郵便、ファクシミリ、電子メール及び書面での持参
（住所又は所在地、氏名又は名称等の明記）

●提出された市民の意見等の考慮

反映できる意見について、その意見に基づく修正案の内容と理由を整理

提出された意見について、それに対する市の考え方を整理

●政策等の意思決定

●意思決定結果の公表

【公表資料】

- ・ 最終的に意思決定された案
- ・ 提出された意見（類似意見は集約）とそれに対する市の考え方
- ・ 公表した案の修正内容

【公表方法】

- （必ず） 担当窓口での閲覧、市ホームページへの掲載
- （必要に応じ） 市サービスセンター等での閲覧又は配布、広報紙等への掲載

パブリック・コメント手続案件の一覧表の作成
情報提供（市ホームページへの掲載）